

第9章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

1 段階的・継続的な取組

第8章において新たに設定した特定事業計画を推進していくに当たっては、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成(Plan)→事業の実施(Do)→事後評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図ります。特に、施設整備においては、計画段階からの当事者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、当事者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

そのため、住民検討委員会において、特定事業計画に関する意見交換やまち歩き等を行い、当事者意見の取りまとめを定期的に行っていきます。

また、特定事業計画の進捗管理についても、定期的に関係者が確認し合い、必要に応じて計画の見直しや追加対応等を検討することが重要であり、特定事業検討委員会において、これを行っていきます。特定事業者には、このバリアフリー基本構想の考え方を理解して頂き、事業推進への協力を働きかけます。事業実施に事業者間での連携が必要なものについては、荒川区において調整や助言を行い、円滑に事業が進むようなサポートを行います。

そして、これら2つの検討委員会とバリアフリー基本構想推進協議会を活用することで、PDCAサイクルの実施と、各段階における当事者意見の反映を行い、段階的かつ継続的な発展を図り、バリアフリー基本構想の実現を目指します。

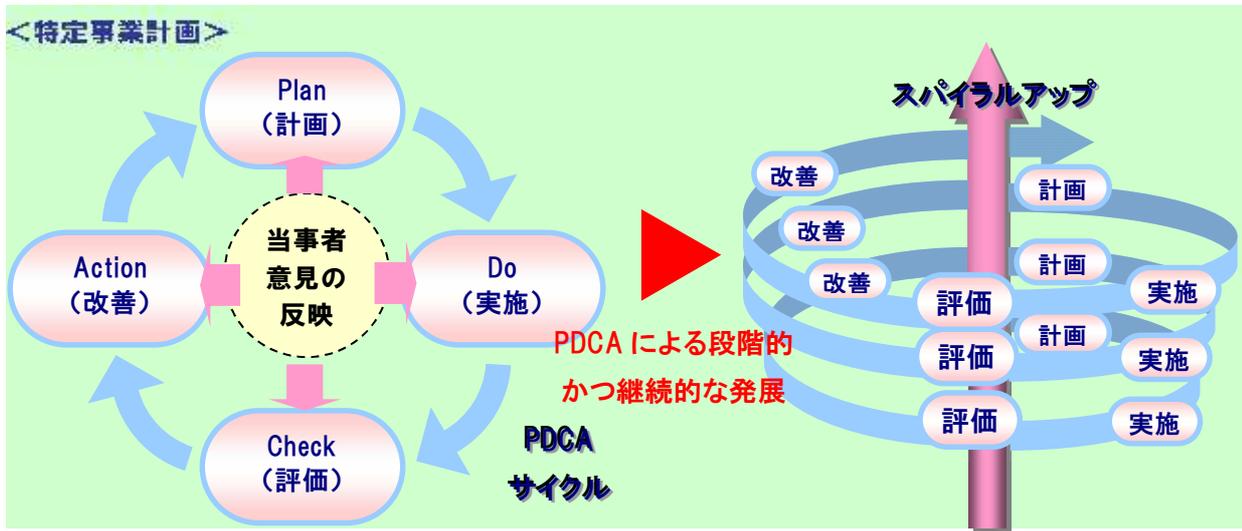


図9-1 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

2 心のバリアフリー

バリアフリー基本構想の実現に向けては、ハードのバリアフリー化とあわせて、施設等の利用者がバリアフリーに対して正しく理解し、相互に配慮ができる地域社会づくりのために、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気づき」の醸成につながるような取り組みを検討し、実行していくことが重要です。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

また、国が定めている移動等円滑化の促進に関する基本方針において、心のバリアフリーの取組の推進に当たって、関係者の基本的な役割が次のように記載されています。

《基本方針より》

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

（1）国の役割

「心のバリアフリー」を推進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援、高齢者、障害者等の高齢者障がい者等用施設等の円滑な活用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障がい者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについても、改めて周知を行う。

（2）地方公共団体の役割

地方公共団体においては、国の取組に準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて住民の「心のバリアフリー」の推進に努める。

とりわけ、市町村においては、基本構想に教育啓発特定事業を位置付けることを通じ、関係者を巻き込みながら「心のバリアフリー」の取組を計画的に進めていくことが望ましい。

（３）施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の役割

施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者は、継続的な教育訓練を通じ、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや支援を行うよう促す。さらに、職員等関係者のみならず、施設の一部の利用者が、困っている高齢者、障害者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用について配慮することが、高齢者、障害者等の移動等円滑化に重要であることに鑑み、一般の利用者の「心のバリアフリー」を推進するための広報活動及び啓発活動等を行うよう努めることが望ましい。

（４）国民の役割

① 基本的な役割

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

①に加え、法第二条第四号に規定する高齢者障害者等用施設等については、次に掲げる適正な利用に係る基本的な考え方に即し、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう適正に配慮することが重要である。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する便所又は便房が設置された施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、近傍の一般の便所又は便房の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り同号に規定する便所又は便房の利用を控え、又は高齢者、障害者等に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ロ 規則第一条第二号に規定する駐車施設又は停車施設が設置された施設の利用者（車椅子利用者その他の障害者等を除く。）は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控

え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ハ 規則第一条第三号に規定するエレベーターが設置された旅客施設又は旅客特定車両停留施設の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該エレベーターの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ニ 規則第一条第四号に規定する車椅子スペースが設置された車両等の利用者（車椅子使用者及びベビーカーを使用する者を除く。）は、車椅子使用者に当該車椅子スペースの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ホ 規則第一条第五号に規定する優先席又は基準適合客席が設置された旅客施設、旅客特定車両停留施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該優先席又は基準適合客席の利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

荒川区では、平成21年度に策定したバリアフリー基本構想（全体構想）の基本方針として、「心のバリアフリーの推進」を掲げており、重点整備地区の特定事業計画には、ハード施策だけでなく、ソフト施策として心のバリアフリーに関する事業をいくつか位置付けてきました。

これまでのバリアフリー法では、特定事業計画について、ハード整備を中心としたものとしていましたが、令和2年5月の法改正により、新たにソフト対策を中心とした「教育啓発特定事業」が創設されました。

荒川区バリアフリー基本構想（更新版）では、この教育啓発特定事業を新たに設定し、これまで行ってきた心のバリアフリーに関するソフト対策を継続して、教育啓発特定事業に整理しました。そして、心のバリアフリーに関する課題解決のために重点的に行っていくべきものについて、事業者の協力を得て、新たな事業を教育啓発事業に位置付け拡充を行いました。

また、今後は積極的に事業を実施していくとともに、取組内容を区民に広報・周知していくことが重要です。心のバリアフリーに関する課題は、福祉部、子ども家庭部、区民生活部、教育委員会、防災都市づくり部等多くのセクションが関係することから、庁内の調整と連携を行い、各計画・構想との整合性を図りながら、特定事業計画の取組並びにその他のバリアフリーの取組として、広報・PR活動や、関係事業者等への理解を促す取組を続けていきます。

バリアフリー化を推進する上でノーマライゼーションの基本的考え方である「障がい者や健常者が共に負担なく生活できる社会を築く」ことを前提に、区民一人一人が「心のバリアフリー」としての「気づき」を持ち合い、高齢者、障がい者を含めて誰もが移動しやすい生活環境が整備できるように、心のバリアフリーを推進していきます。

3 今後の展開

新たな特定事業計画は、令和3年度から令和12年度を事業期間としているものですが、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会を活用し、各事業の進捗状況の定期的な把握に努めます。また、特定事業計画の短期・中期・長期の目標年を迎える時期に、各重点整備地区内の特定事業計画その他の事業の取組について、評価・検証を行い、5年ごとに基本構想の見直し検討を行います。

| 年次 | 取組内容 | 備考 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 令和2年度 | 基本構想の評価、基本構想（更新版）策定 | |
| 令和3年度 | | |
| 令和4年度 | | |
| 令和5年度 | 特定事業計画評価・検証の実施 | 短期目標年 |
| 令和6年度 | | |
| 令和7年度 | 基本構想の見直し検討を実施 | |
| 令和8年度 | 特定事業計画評価・検証の実施 | 中期目標年 |
| 令和9年度 | | |
| 令和10年度 | | |
| 令和11年度 | | |
| 令和12年度 | 特定事業計画評価・検証の実施 基本構想の見直し検討を実施 | 長期目標年 |

表 9-1 特定事業計画の見直し検討スケジュール

また、今回のバリアフリー基本構想の更新において、生活関連施設・生活関連経路の見直し・拡充を行い、重点整備地区外への生活関連施設・生活関連経路を追加しました。荒川区では、重点整備地区内のバリアフリー化だけでなく、こうした生活関連施設・生活関連経路における特定事業計画を推進することや鉄軌道と道路の整備促進等によって、重点整備地区外への波及と重点整備地区相互の連携を深め、荒川区全体のバリアフリー化を一体的に推進していきます。

荒川区バリアフリー基本構想

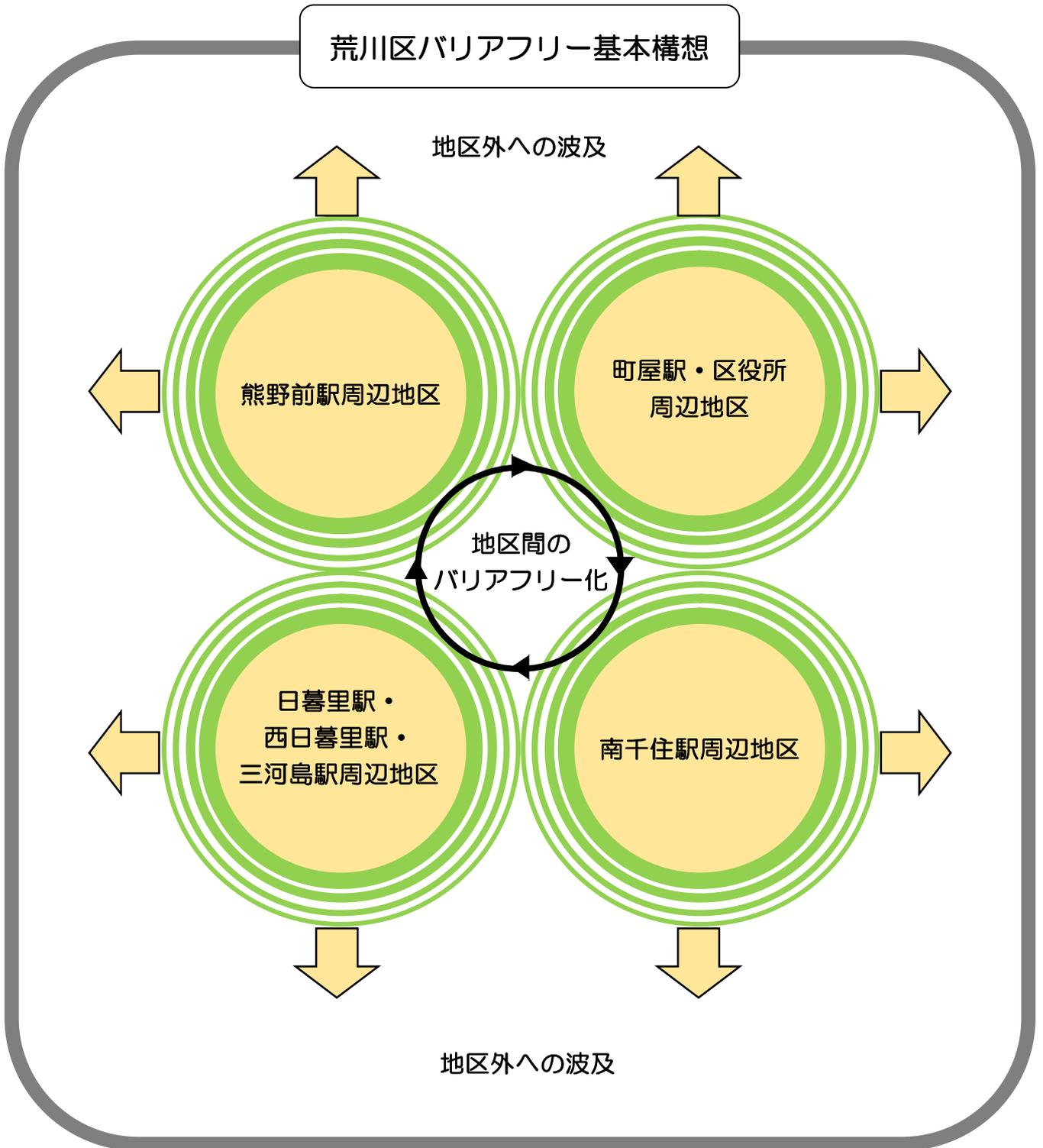


図 9-2 荒川区全体へのバリアフリー化の波及イメージ